

して、人間が生きる基盤に「宗教」を置き、その力を支柱とした「心」を人間の行動の起点とし強調したのである。ここに当時の日本社会への新渡戸の批判の目を見いだすことができるのである。

河野省三の神道観

—— 神道教育に関する理論を中心に ——

中道 豪 一

本発表は、大正から昭和にかけて活躍した神職・神道学者、河野省三(明治一五―昭和三八)の神道観に考察を加えたものである。特に神道教育に関する理論を抽出し検討を加えた点の特徴といえる。

発表者は「河野省三の神道教育」(『神道宗教』第二一九号、平成二二)で河野省三の神道教育に関する論考を発表した。そこで論及したのは、河野自身の神道観に基づく教育活動であった。特に伝統的な復古神道観を継承しながら、實際生活に関わる提言をなした点は見逃し難く、日本心(やまとごころ)の主張は、現代の神道教育においても刮目すべき点が多い。よって本発表は、そうした成果を踏まえ、河野の神道観を、神道教育に関する理論―日本心と、その展開の諸相―を中心に指摘し、考察を加えた。

河野は、大正四年に石川岩吉の後任として国学院大学講師に就任、その後は教務課長、教授を歴任し、昭和一〇年には同大

学出身者初の学長に就任した。戦前の研究から昭和二三年に公職不適格とされるも、同二六年には解除される経歴をもつ。昭和二七年には埼玉県神社庁長を務め、三六年には紫綬褒章を受けるなど社会的功績は刮目すべきものがある。

そうした活動を考える際に重要な要素が、生家の生活環境である。河野は、明治一五年八月一〇日、埼玉県北埼玉郡騎西町に鎮座する玉敷神社の神職河野祿郎の次男として生を受ける。玉敷神社は埼玉県北部随一の古社(式内社)であり、江戸時代には久伊豆大明神と称され、勝西領の総鎮守として崇敬を受けた歴史を持つ。河野は明治三八(二四歳)に社司を拝命し、私立埼玉中学校勤務時代、国学院大学勤務時代も神職としての神明奉仕を継続していることから、こうした環境が河野の言動に及ぼした影響は見逃し難い。『神道と国民生活』(神祇院教務局指導課、昭和一七)で述べている「所謂神の道が人間生活を離れた抽象的な或は一方に偏った職業的なものとして思われ、又考えられた結果として、神道が国民生活から遊離してしまつた。私共はこの国民生活から離れて遊んで居る神道を根本の所に立戻さなければならぬ」といった問題意識も、日々の奉仕によつて育まれたと考えられ、「日本心」等の主張も、生活体験が学問研究によつて、発展した産物と指摘できる。

河野は神道を様々な用語で定義するが、「日本民族の伝統的信念及び情操」という定義に基づき理解を進めると、その主張を立体的に理解することができる。河野は神道の分析を、学術的考察から導かれる民族性、情緒的考察から導かれる日本心に分けて行っている。学術的考察結果が、民族性・伝統的信念で

あり、情緒的な考察結果が日本心にあたるのである。よって情操の説明は、理解しやすく、生活に還元しやすいという特徴を備えている。

では情操的考察結果たる「日本心」とは何か。それは「神々しさ」「懐かしさ」「清々しさ」の三要素によって説明される。神道、そして日本文化は、この三要素の展開によって成立するのであり、また現代生活における指針という位置づけにもなるのである。例えばこの三要素を人の心で例示するなら、「晴れやかな心」「朗らかな心」「爽やかな心」となる。またこの三要素は、そのむすびつきによって「雄々しさ」「みやび」「大らかさ」に発展し、それら六要素の発現方法によって、「渋味(寂)」「床しさ」「気品」という日本文化の特色を表現するものに展開していくのである。このように神道を理解するための観点が、教育的主張に直結する理論が河野の特徴であり、その解明こそ本発表の注力した点である。

河野の著作は『国学の研究』(大岡山書店、昭和七)、『神道の研究』(森江書店、昭和五)、『近世神道教化の研究』(国学院大学内宗教研究室、昭和三〇)等多数存在するが、本発表で紹介した主張は、『神道読本』(昭和書房、昭和一〇)などに確認することができる。

大正自由主義教育と宗教教育論

——『宗教教育講座』を中心に——

齋藤 知明

本報告の目的は、近代日本においてもっとも宗教教育が語られたとされる大正後期から昭和初期の宗教教育論を、主に『宗教教育講座』(全十八巻、大東出版社、一九二七—一九二九、以下『講座』)における大正自由主義教育研究の先駆者でもあった三人の教育学者の論を対象にして、その特質を考察するものである。

明治三二年の文部省訓令一二号以来、学校教育に宗教は完全に立ち入れなくなった。しかし、明治末期から国民道徳の徹底が必要とされ、国家主導によるさまざまな思想統制がおこなわれた。大正期に入ると、大正デモクラシーの風潮のなか、教育関係の大会・会議において学校で宗教的信念を涵養することを求める決議が相次いだ。それに呼応するように、文部省は訓令一二号の解釈を広くとったり(昭和三年)、「宗教的情操ノ涵養ニ関スル」文部次官通牒(昭和一〇年)を出したりすることで対応した。結果として、宗教教育熱の高まりは、教育勅語を中心とした国民道徳涵養・思想統制の教育を補完する役割を求められる形で収斂されていった。

右がこれまでの研究で言われてきたことである。しかし、この時期における宗教教育熱の高まりは、新しい教育を研究する大正自由主義教育という風潮の影響を受けざるを得なかったといえる。大正自由主義教育は、それまでの「窮屈」な学校教育